ル ソーの政治制度論とジュネーヴ

山からの手紙』を中心に――

はじめに

体的な政治制度のなかでどのように具現化しようとした ル ソーは、 人民主権を核とする自らの政治原理を、 具

たとえば、ルソーは『社会契約論』(一七六二年)に

のであろうか。

おいて、その第一篇と第二篇で基本的政治原理を提起し、

よう。 治制度上の理想を提起したと一般的には言うことができ その第三篇と第四篇では、そうした原理に立脚しつつ政 しかし、果たしてそこでは、政治原理と政治制度

とのあいだに何の矛盾も存在していないのであろうか。 また、もし何らかの矛盾が存在するとすれば、それはど

のように解釈すべきであろうか

岡

本

比

呂

志

ることが是非とも必要であろう。こうした観点から、本 はない。ルソーの政治制度論そのものに光をあてること によって、その政治理論全体の構造や特質を明らかにす を分析し、それを学説史的に位置づけるだけでは十分で これらの疑問を解決するには、単にルソーの政治原理

稿ではルソーの政治制度論、とくに「人民集会」(asse-な政治制度だからである。 の実体的要素である立法権を行使するための、最も重要 よびその展開に着目することにする。 mblé populaire)の機能と形態に関するルソーの見解お ーにおいて人民集会こそ、主権者である市民が人民主権 なぜならば、

ル

ソー

が

初めて人民集会について言及したのは、『政

ル ソ Ì と人民集会

ò

「良い意図をもった」

政府とは、

人民と首長の

あ

だ

関連して、人民集会の問題にふれている。 どのようにして一般意志は認識されうるかという問題と 念を定式化したことでも有名であるが、ここでルソーは はルソーが初めて、「一般意志」(volonté général) 治経済論』(一七五五年)においてであった。 この論文 の概

の根拠は以下の三点に要約される。(2) 要は少ない」というのが、 的なものであった。つまり、「国民全体を集合させる必 しかし、人民集会に関するルソーの見解は、 ル ソーの結論であったが、 未だ消極 そ

良い意図をもってい 殊利益を選択してしまうことがありうるからである。 理由で欺かれ、 現ではないという点である。 いては不可能だという点である。 その第一は、 由は、 人民が集会をもつということは大国家に 人民集会の意志は必ずしも一般意志の表 人民自身の利益ではなく一部 る場合には、 なぜなら、 そして第三は、政府が 般意志の認識はほと 人民が何らか Ó 人々 の特 第 ぉ の

ル

ど必要がなくなるという点である。

ル ソト

がここで言

ì

帰属させていた一般意志を、『政治経済論』 済」(économie publique populaire) を指すものであり、 条件つきではあれ、その決定を政府に委ねているという (economie publique tyranique) を意味するものでは 政府と人民が異なった利害をもつ「専制的な公経 で利益および意志の統一が支配している「人民的な公経 い。しかし、ルソーが、『社会契約論』では人民にの では た とえ 済

事実は注目すべきであろう。

制度として位置づけたのであった。 に掲載された、 ル ソーは初めて人民集会を政治社会における重要な政治 ところが、『人間不平等起源論』(一七五五年) ジュネーヴ共和国 の 『献辞』に の巻頭 おいて、

描く理想的国家像は、 主権者と人民が同一の によって、 つ、それをジュネーヴと重ね合わせるというレト 直接的な讃辞とともに、 はこれを「適度に穏健な民主主義の政体」(un gouve-ソーはこの献辞において、祖国ジュネー 祖国讃美の効果を一層高めている。 利害をもつ小国家であった。 市民相互が愛情という絆で結ばれ、 自らの理想的国家像を提示しつ ヴに対する ル ij ソ ッ ソ が

かしながら、

人民にはあくまで、

が

rnement démocratique, sagement tempéré) と呼んだの

と断じている。そして、人民に対して否定された立法発 きりと否定されていることに注意しなければならない。 を自ら提出するという意味での「立法発議権」は、 ゆえに「立法権」が全市民に共有されている国家である ことは言うまでもない。 ソー ところで、この民主政体は、 が立法権を占有するという制度が全く不条理で はアテネやローマの例をひきなが しかし、そこでは、人民が法案 全市民が主権 ら、「単なる市 者であるが はっ ある

らである。 安全に関 国家の首長や国家の保全に最も関心をもつ人が、国家の 行政官に帰属すべきものとされる。なぜなら、 わる法律を提案することは理にかなっているか

議権は、

されて も必要としない。なぜなら、法律は「神聖かつ尊敬すべ 使されるわけであるが、 ものである。また、人民の立法権は人民集会において行 法律案を最終的に承認するか否かという重要な権限 おり、 これこそ人民の立法権を実質的 人民集会は定期的開催を必ずし 行政官 に構成する 提 出 した から 残

> きも い慣習を無視することに慣れてしまうとルソーは考える 日々変るようであれば、人民はやがて法律を軽蔑し古 の」であるが、もし人民集会が頻繁に開 かれ て法律

が

の人民集会を初めて提示したのである。 人民の立法権、 このように、『献辞』においてルソーは、 およびそれらを実質的なものとするため そしてこのこと 人民 主

権 ځ

のである。

(一七六二年) である。 的に重要な役割を果たすことになるのは 政治体の設立とその維 持にとって、 人民の集会が決定 『社会契約論』

内容をもっていることを示すものであろう。

は、『献辞』が後の『社会契約論』にもつながる重要

政治制度としての人民集会も存立しえない。 社行為とは「人民が人民となる行為」 ソーによれば、社会契約、 ん、未だ政治体そのものが設立されていない時点では、 人民集会はい まず、各人が社会契約によって政治体を設立するさい、 かなる役割を果たすのであろうか。 すなわち政治体を設立する結 に他 ならず、 しかし、ル もちろ

は全員一致を前提とする人民の集会によって行われる。

設立が問題となる。

ル

ソーによれば、

政府

立

は

別されるのである。

社

一会契約によって政治体が設立されると、

村の設 今度は

政府

て行われる。 conversion subite ら政府の働きをすることによって、主権者としてではな の答は明快である。 にどうして政府の行為がありうるのであろうか。ルソー する政府の行為である。 対象に向うから、これは主権の行使ではなく、法を執行 たちを任命する。 らない。次に、人民は設立された政府を委ねるべき首長 契約により主権者となった人民による主権の行使に他な なる形態の政府を設立すべきかを定める。これは、 (l'exécution de la loi) という二つの複合的行為によっ ソーはこれを、「主権の民主政へのすみやかな転換」(une 法の制定」(létablissement de la loi) 民主政の行政官として行政に参加するのである。 つまり、 しかし、 de すなわち、 まず人民は法の制定により、 la Souverainté en Democratie) 🗸 ところで、 この任命という行為は個別 人民は政府設立以前に自 政府が存在する以前 と「法の執行」 社会 的 カゝ ル

人民の集会によって行われたのである。但し、政府の形このように、政府設立行為は、そのいずれにおいても

呼んでいる。

しての人民集会においてであったという点で、両者は区いて行われたのに対して、政府の行政官の任命は政府と態を定める政体法の制定は主権者としての人民集会にお

うるか、これが次の問題である。 かにして維持するかが探究されなければならない。 あるがゆえに、政治体とその生命の根源である主権を を簒奪し政治体の死を招くことになる。 意志は一般意志をしだいに圧倒し、 般意志に反する特殊意志をもっているからであり、 を弱める傾向をもあわせもっている。これは、政府 るものである。 いて行使する団体であり、 は主権者から行政権を委託され、それを主権者の名にお 政府が設立されたのち、 しかし、 他方で政府は、 い 政治体にとって欠くべからざ かに して政治体は維持され ルソー ついには政府が主権 政治体そのも しかし、そうで によれば、 特殊 が 政府 Ō

処するためのものであるが、他方、「定例の定期的な集blées extraordinaires)は不測の事態に対して緊急に対集会と臨時的な集会とがある。「臨時集会」(les assem-治制度も、他ならぬ人民集会であり、これには定期的なルソーによれば、主権を維持するための最も有力な政ルソーによれば、主権を維持するための最も有力な政

係」(les assemblées de fixes et de périodique) は定め

民集会は政府の横暴を抑止し、政治体を維持するという

人民自身によって再評価されるのである。こうして、人

重要な役割を果たすことになる。ルソーが人民集会を

それが人民の一般意志から逸脱してはいないかどうか

本稿ではこの章を詳しく分析する余裕はないが、以下二のは、このような意味においてである。他方、ルソーはこのような人民集会の理論的考察にといて」(Des Comices Romains) と題する長い章である。それは、は『社会契約論』の第四篇第四章の「ローマの民会について」(Des Comices Romains) と題する長い章である。それないて」(Des Comices Romains) と題する長い章である。それないて」(Des Comices Romains) と題する長い章である。

もはや「代表者」(le Réprésentant) つまり政府は存在 présenté)すなわち人民が自ら出席しているところには、 することになる。なぜなら、「代表される者」(le Re-はいかなるものになるのであろうか。 ルソーによれば、 人民が集会をもっているあいだは政府はその機能を停止 ところで、この人民集会において、政府と人民の関係 点だけ指摘しておこう。

する必要がないからである。

したがって、

人民集会にお

いて、政府はそれまで行ってきた全活動が総点検され、

良しとするか」である。

二は、 じて、 をルソーは証明したかったからであると考えられる。 まらず、現実の政治制度としても可能 の前半で論じられた人民の集会が単なる政治原理にとど のは何故かという点である。 まず第一に、ルソーが古代ローマの民会をとりあげた クリアの民会、地区(トリブス)の民会、 ㅁ 1 マ の 民会は集会が組織される三つの形態に応 おそらくは、 であるということ 『社会契約論』 ケント

ゥ

ij

アの

民会に区別されてい

たが、

ル ソー

は三つの

民

会

パ

評価 では の としていたことを、 において、 う弱点 うち、 あるが、 してい をもっ 最も貴族政的であるケント 政府の最も重要ないくつかの職能をわが たのである。 ていたからである。 あまりにも下層民の意向に左右されるとい ル ソー 他 は必ずしも評価 の二つの民会はより民主政的 ì ゥ IJ 7 の人民が、 アの民会を最 していなか 民会 B 0 っ

山 からの手紙』 とジュネー ・ヴ総評 議会

ル

ソーは、

一七六二年の年末にかけて、

とりあ

えず自

たと言えよう。

れ 制度論とその展開を知るうえでは、 な不幸では れである。 くされるに至った。 てルソー せたのであろうか。『社会契約論』出版直後、 を提起したルソーの理論は、 『社会契約論』の断罪とそれに対するルソーの われに提供してくれるのである。 『社会契約論』 の政治理論は現実政治と切り結ぶことを余儀な であっ たしかにそれは、 たが、 で人民主権論とそれに基づく ジュネーヴ政府による『エミー ル ソーの ルソー個人にとっては大き その後どのような展開を見 政治理論とくにその政治 またとない資料をわ 反論 政 期せずし 治 . ル ニ が 制 そ 度

> 理由 ネー うとは、ルソーには思いもよらぬことであっ るのに、 にとりあげ、手本としてヨーロッパに示した」も もちろん、これはルソーにとって正に青天の霹靂であ ヴ政府は『エミー を命じてから十日後の一七六二年六月一九 た。『社会契約論』は に ヴの宗教と政治制 リ高等法院 その焚書宣告を行い著者の逮捕命令を発した。 それが当のジュ が ル』と『社会契約論』 コエ ジュ ₹ 1 度を動揺させるもの ネー . ル ニ ネ ヴ政府によって断罪 ーヴを政治制度の の 有 罪宣告と著者 の 両著作 であることを Ħ た ジ ŧ څ 2 の が の デ 逮捕 ی ネ れ ジ t あ

三年三月に出版された『クリストフ・ でその旨を市長に通告した。一七五四年八月にル 市民権の放棄を決意し、 ぬことであった。こうしてルソーは**、** 動きを示さなかった。 Ļ 手紙』Lettre à Christophe de Beaumont である。 らの宗教的見解を弁明する書を執筆した。 このことによってさらに失望を深めたのは ジュネ i ヴの市民階級はルソーが期待したようには 祖国で公に名誉を汚されたル 一七六三年五月十二日付 ١, つい E これが一七六 ボ ジ 1 無理 Ŧ _ ソト の ネ ン 手紙 1 ソト しか カュ 6 ヴ゛

が

市 権を得て以来、 九年ぶりのことであっ

と市 きが 会の開催を要求した。 罪の違法性を主張したのである。 ネーヴ て「拒否権」(droit négatif) を主張する小評議会側 見提出権」(droit de représentation) された市民の意見をも退けたのである。 をはじめとする市民有志が市長に意見書を提出し、 提出意見の当否を決するのは政府の権限であるとし (Conseil général) 民 出始めた。 かし、)政府 (の主張のいずれ こうした状況の下、 ii 小評議会 市民 階 が正 の これに対し、 級の指導者ド・ (Petit Conseil) 開催を拒否 しいかを決するため、 ようやく市民階級にも動 また、 小評議会は Ĺ を主張する市 ル 彼らは小評 こうして、 小評議会に によるル 크 ック 「総評議 De 総評 ソ とは 民側 意 提 議 1 ジ Luc 断 2 出 議 会

ある。

<u>-</u>

る。

tes

シ

真向うから対立することになった。 Robert Tronchin 主張を全面的 事総長ジ a 七六三年九月、 Campagne に論駁した匿名の冊子 + に ン ょ 11 п て執筆 べ が ì 現 小評議会の立場 され われ ル 11 た ŀ た。 П 野 ので これは ン からの手紙 シ あ カン + ら市 実質的に Jean 民側 小 評

議会およびそれを構成する貴族にとっては、

市民

の側

も

か

史と基本法に関する豊富な情報を彼に提供した。 翌一七六四年十二月十八日にジュネーヴに現われたので 民の側は、 攻撃する有力な武器となっ の t de 人であると彼に反論 ンに対する反駁の書、 la montagne ル ソーこそト はこうした状況の下で執筆され、 □ の執筆を促 『山からの手紙』Lettres たのである。 ンシャ ンに反論を加えうる唯 į ジ これに対 2 ネ 1 ・ヴの 心て市 ŀ 歴

政治制 残り三通 の手紙 自らの主張 を下そうとするものであっ に総評議 の弁明を中心に、主として宗教の問題 弁護と『エミー 民階 を Щ からの手 級 以下主に第二部に即して検討してみよう。 度とそれをめぐる闘争をどのように捉えてい からなる第一 の からなる第二 会と市民 歴史的 した政治原 紙 ル 闘 一の権利をめぐって争われてきた貴族と は二部に分か 部は、 争に対し、 の 理 部 「サヴ では、 と関連させつつ、 た。 小評議会の 才 ア助 『社会契約 ジ れ ソー ュ ネー 任 ر ر 断罪 自 訶 が扱われてい ヴ 祭 身 論 ジ が の の信仰告白」 に対する自己 最 政治的 政 の 初 ネ 治、 著 の 1 た ヴ 者 判 とく 六 通

市

山

からの手紙』

―「第七の手紙」に

お いて、

ル

ソト

١

であるはずの総評議会には存在せず、

主権

者の代理人に

求める。 はジュネー 原因を、 であるかという指摘から論を始めている。 ったか、 また現状においてはいかに「隷属的」(servile) 本来あるべき主権が麻痺させられていることに ヴ共和国が本来い かに「自由」(libre) であ ルソーはその

構成人員は、ジュネーヴ市の総人口およそ二万五千人の vivante et fondamentale) なのである。 うち千五百人以下の人数にしかすぎなかった。 なわち「総評議会」(Conseil général) であった。その じて疑わなかったのは、「市民」(citoyen)と「町民」(bo-さいのものに生命と力を与える「生ける憲法」 ルソーによれば、 urgeois)であり、彼らによって構成される人民集会、 ル 、 ソ 1 が ジュ ネーヴ共和国における主権者であると信 総評議会こそ主権者であり、 他の しかし、 _ (la いっ Loi す

それを阻 が によれば、 しかも、 実際は法の上に存在 ところが、 上する力がない。 たとえ政府が法を犯そうとしても総評議会には 主権 現実の総評議会はどうであろうか。 者と法に従属するはずの政府=小評 Į 要するに、 好きなように法を操っている。 主権が本来主権 ル ソー 議 者 会

正

しく

·両者間

の闘 ル ソー

争の一

環であっ

たと言えよう。

ところで、

が総評議会の主権をあくまで主張

他方、 「小評議会」(Petit Conseil) と「大評議会」(Grand Co せたものは「市民階級」(bourgeoisie)と呼ばれており、 ばれていたが、彼らによる弾圧を身をもって経験したル ることができた一部の市 nseil) という市の主要な行政機関を通して市政を支配す 民階級という二つの階級の対立を軸 とができなかったために、 を占めていたにもかかわらず、 言うまでもない。市民と町民以外のジュネーヴ人、すな ソーは、 しかすぎない政府に事実上あることが問題なのである。 たのであり、 かった。 (sujets) と呼ばれる人々は、ジュネーヴ人の圧倒 わち「居住民」(habitants)、「出生民」(natifs)、「臣民」 ソーが支持したのは彼らの政治的立場であったことは 貴族に属すことができない市民と町民全体を合わ したがって、 彼らの横暴を断じて許すことはできなか ルソーとその著作をめぐる政治的 ジュネーヴの政治史は、 民は「貴族」(patricien) と呼 政治階級を形成することは 政治的権利を全くもつこ にして展開 |対立も、 貴族と市 されてき 的多数 ~った。

ル

総評議会は下級の諸評議会に事実上従属することになる

評議 諮られ

会の

み

が提案権をもつと規定してい

、 る。

これにより、

味での 阻

権者の責務の後者、

すなわち行政を監視する権利

から

総評議会に諮られる議案はすべて、

予め大

小評議:

会に

が

同意を受けたもので、

なおかつ市長および大・小

質に反するものである。

さらに、

その第五条と第六条は、

制

議会が

ジュ

ヴ共

和国

の に

主権 も

者であるという確信を捨

ヴの 見提出

政

で

そ

れ

か

かゝ

わらず、

ル

ソ 1

は

総評

てることは

なか ネー しか

た

Щ

選挙 法の 特定化されることによって逆に権限が制限されてしまう。 重大な欠陥が含まれていたのである。 め 第三条は総評議会の権限として、 『調停決定』 の卓越せる調停決定』 は 重 課税権 主要な部 本来何もの には主権の規定が存在しな などを規定しているが、 分をなすものであった。 にも は 制限され たしかにジュネーヴの基本 立法・主要な行政官 えないという主権 このように ル しかし、それには ر را ه ソーによれば、 また、 権 そ の 限 本 あ の が

ときだけ主権者なのではなく、

総評議会の外でもや

を提示し、 の 根拠として、 ル その重要な意義と役割を説くのである。 ル ソー は 「意見提出権」(representation)

ることができたとすれ

ば

そ

れ

はどのような論

理によっ /総評議

であろうか。

七三八年五月三日

のジュネーヴ

准された

「ジュ

ネー

ヴ

共和

国

の

混

乱を収

拾するた

監視することである。 第二は、 発言し一 通りある。 ソー 票を投じること、 主権者がつねに法律の施行、 によれば、 第一は、 主権者が総評議会にお 主権者が主権を行使する仕方に 主権 すなわち立法権の行使である。 者は総評議会に結集してい すなわち行政権 いて、正 式に は二

二つの責務のうち、 主権 もはや必要ではない。 は定まり、 者であり続けてい 安定した形をとっているからである。 前者すなわち立法者としての なぜなら、 る。 ところで、 すでにジュ こうした主権 ネ 1 ヴの 職務 した 国 は の

つて、 止する小評議会の拒否権はむしろ当然であ 拒否権は もし法を変えようとする動きが 一共 和 国の支柱」でさえある。 あ れ Ó ば 他 それ この 方、 意 主

にするき の国制 体 権 :の様 ゎ が生じてくる。 め はすでに完成しており、 7 々な欠陥を補 重 要な権 ル 利であると捉えて ソ 1 い は、 人民主権を実質的 あとは これこそ それが変質 がジ た。 ジ なも 2 ネ

からの手紙』ー 「第八の手紙」 は、 そうした 確 信

ヴ

ない る。 出権 ようにすることが の論拠としたのは 問題だからである。 『調停決定』 の以下の規定であ が 意見

ル

ソ

1

彼らが国家の利益に適すると判断する場合、 停決定』第七条)。 は検事総長に対し、 とする。 市民と町民は、 その場合には必要な処罰を行うものとする」(「調 但 あらゆる強行手段の使用はこれを固 一七〇七年五月二六日の布告に従い、 その意見を提出する権利を有するも 市長ある <u>\</u> ١

る

歪

る国家、 律の変更は、 判断するの りかねない小さな共和 は考える。 理する権限を大・小評議長に帰属させるべきだとル 変更を加えるもの」 したがって、もしこの意見提出行為が とくに少しの しかも、 は政府に委せるべきであり、また一般的 なぜなら、 利点よりも危険性 政府と法律の基礎がすでに固まって 国に そ であれ 動 揺 の提案が公益に役立つか否 おお が ば あ いては、 の つ てもその崩壊につなが 方がつね その意見を最 法律の変更は 「法律 15 大き 終的 に何 しっ に法 らか に処 な か かゝ ソ お í 6 を い

認めなかったのは、

ジ

2 る。

ネ

ì

ヴ ソ

への

「献

辞』

以来、『社

ソー

さら危険を伴うのであ

ル

1

が

人民の立法発議

権を

手紙』 会契約 論 においては、 をも含めた一 関する意見提出行為まで否定されてい 市民の立法発議権は 貫した論 点であ むろんのこと Щ か 、るこ ら の

市民 防ぐこと、 とに注意しなければならない。 ってくる。 '法律の侵害を償うもの」である場合' からである。 の立法に つまり従来の法律を維持することが問題 この場合、 もしも法律が侵害されていたり法律 法律の改革ではなく法律の改革 他方、 意見提出 事態は 全く 行 となな 異 為 が

を

は、 たがって、このような目的をもつ意見提出行為に対し は主権者としての権利であると同時に義務でもある。 持するために、 められて解釈されていた場合、 政府といえども拒 意見を政府に提出することになる。 ... 否権を発動することはできな 主権 者 は 従 来 0) 法律 これ を 7

証性 され すれ 合 法も存在しないことになる。 もしも小評議会が勝手に法律 般意志なのである。 上をも ば あるいは逆に提出意見そのものが必ずしも十分な た意見に明 だ も な は や国 ١v 場合、 が白な根 家に は 最 拠があるのにそれ ル 終的 小評議会の意志以外のい は以上のような論拠によ に決着をつけるのは しかし、 を解釈することができると もし を採用)政府 が、 人民 な か 提出 な 崩

意見提出権の正当性を主張したのである。

的集会」は立法者としての集会ではないので、『社会契 どこにあるかを知ることができるのである。この 判断を彼らの代表者を通じて表明することになる。 表明することによって、市民全体すなわち国家の意志 て、これらの「部分的集会」での決定を彼らの代表者が の集会は多数決によって、提出意見を支持するか否 民全体の意志を確認する方法である。 この「部分的集会」(assemblées partielles) を通じて市 市を構成する各地区ごとに集会をもち、 の代表者たちを通じて討議させる方法である。それ はこの場合、二つの方法を提示している。 をめぐり主権者の判断が必要となる場合である。ル として採用されるからである。 あると認めれば何 あろうか。 では、意見提出行為はどのような方法で行われるので ル の人民集会と単純に比較することはできない。 ソト 政府が提出意見を受理し、 が政治制度として、 も問題はない。 問題は、 代表制そのものを全面 提出意見が政府の見解 たとえば、各地区 その意見を妥当で 人民集会に代る 提出意見の是非 第一は、 「部分 そし 市民 ソー か は L の が

けっ

ルソーは、このような目的をもつ定例の総評議会は、 り、その行為はあくまで最高行政官としてのそれである。 くまで法律が守られているかどうかを判断することで つてのジュ や改革をも行うことができない。この会議の目的 立法者としての集会ではなく、したがってい 出された意見をとり扱うということである。 会を復活させ、ここで会議と会議とのあ 提出意見の是非を検討する第二の方法は、 して非現実的なものではないと力説するのである。 ネーヴに慣行として存在していたものであり、 いだの 定例の総 カュ この会議 期間 なる立 は 評議 あ 法 ば か あ 提

ジ ュ ネ 1 ヴ総評議会とイギリ ス

Ξ

手紙」 きよう。 としたことに対する、 を持ち出し、 シャンが『野からの手紙』 との注目すべき比較検討を行っている。 , の ル 論 ソ 1 点 において、 ①イギリス国王の行政権はジュ は は ル -ソー それを挺にジュ 山 からの手 ジュ に従えば次の三点にまとめることが ル ネーヴの総評議会とイギリス議会 ソー 紙 のなかで、 ネー の の最終章すなわち 反論である。 ヴの政体を美化しよう ィ これは、 ネーヴ政府のそ ギリスの 「第九)政体論 ŀ ン シ ㅁ

的に否定したものではないということは大変興味深い。

ı

Ø

ヴ きない ギ れ ってい リス政府と同 奻 より強大である。②イギリ 府 の 拒否権と類似している。 両 者はともに基本法を擁護することに関心を 様 立法権を不要なものとすることはで 、ス国王 ③ ジ ュ の 拒 ネー 否権 はジュ ヴ政府は ネ ィ 1

計である。 ていることは る。 の行政権よりもはるかに強大であると真向うから反論 はあらゆる点で絶対的であり、 ことにあった。 のではなく、 国王が法に背くような権力の乱用を行うと考えるの あえて法に背いたとしても、 王といえども、 ネ ス国王の行政権 まず第一の点であるが、 ーヴ小評議会の行政権の強大さを隠蔽しようとする ル 国王自身の ソー によれば、 なぜなら、 反対に法を守るためにあるからである。 事 これに 行動 法に背く 実である。 の 強大さを強調することによって、 は 調べ 国王の大権は法を犯すために イギリス国王が強大な大権を持 対してルソー 権限は全くない。 しか トロンシャンの意図は、 られ、 誰も彼に服従 その意味でイギリス国 Ļ 違反は は、 このことから直ちに、 小 直 評議会の権 もし しない ちに摘発 国王 ば イギ は早 だされ あ かゝ ジ 玉 Ħ す ゕ゙ る っ ŋ

るであろう。

しかも、

イ ギ

ŋ

ス人なら誰でも法の保護の

会

が認定するのを、

国王の拒否権は妨げることは 国王が犯す法律違反を立法

でき

国王

ب

この拒否権にはいくつかの重要な制

限

が

せら

府 課 の ル ュ

れてい しか

る。

たとえば、

下に王 すなわち総評議会の召集権、 ヴ小評議会はどうであろうか。 お 権利は存在しないのである。これに対して、 権を告発することができ、 逮捕・拘禁の権力、 それは、 国王には自らを弁護 絶対的な権 ジュ 裁 カ ネ 判

る

することによって、 官などがもつべき権限をあわせもっている。 はこれがい 由が保証されているか、 び解 拒否権には二つの権限がある。 ネー は よび処罰権など、 . ソ 1 であると反論する。 第二に、 「に提案される立法を国王自身が拒否できるのである。 散権である。 ィ は ヴ小評議会のそれと類似していると主張 ギリスとジュ この議論が、 ŀ かに保証されていないかを浮彫にして ㅁ ンシャ 第二は、 本来大臣、 イギリスに ンは、 ネーヴにおける二つの事件を対 ルソーによれば、 前者によって後者を正当化するも また反対にジュネー 立法拒否権である。 イギリス国王の拒否権 君主、 おいてはいか 第一は、 訴訟当事者 イ 議会の召集お ・ギリ に言い ヴに さらに した つまり、 ス 国 お 論 裁判 王 がジ る。 の ル 7 0

j

その も肯定的

意味

はこの

ል 政 れ 国家とあらゆる法律の唯一 府 てしかるべ [権こそが、 に 基本 ど同 うことである。 法を擁護することになるだろうと主張した。 本来 立 きなのである。 法権 ン シ 「否定的 を ンは、 反対 無視することが 権 に の直接かつ絶対的支配者とな ジ 利 真の意味 ュ ネ (droit négatif) 신보법 1 できず、 ヴ政府も ıΞ おける意見提 両 イ 者は ギ ij ح ځ ス

権の一部を行使することもできる。 国王のそれのように様々な制限を受けてはい 苦情を聞き入れ、 問題について提案し検討を加えるだけではなく、 とりわけ国事犯に関する問題の最高裁判官を務 否権は 法に従属して存在する権限なのである。)拒否権 な権利」(droit positif) するところは、 他方、 両 '院の各々は、 両院が召集されると、 ジ 「第九の手紙」 法律の侵犯を認定する。 э. ネー この拒否権 ヴ政府 法律ならびに政府のいっ であると表現してい の拒否権 におい その によって小評議会は、 しかも、 権 て「実際 は 威によっ ない。 上院も刑事 下院は公衆 イギ また、 は める 行政 て緩 ප් ル ij る。 最 玉 ソ ス して、 ある。 めにのみ大きな権限を与えてい なぜなら、 は である。 点に要約されよう。①まず、 従属しているとして反駁するが、 場合はバ ラ イ -ギリ ジュネー しかし、 、スの現 ランスとはほど遠く、 イギリ イギ ・ヴの 体制が リスでは、 為政者は、

問題

ある。

の

和され

る。

王の拒

つま

5

拒否権は法を超越して存在するものでは

n

に

の

上に位置 議会に依存してい 更新などの必要から議会を召集せざるをえず、 しているかという点である。 と確信している。 あればいつでも国家制度を根本的に変えることが 彼らの簒奪の道具として利用しようとして ンスがとれているのは事実だとしても、 対してルソ ل これは人民の利益にも スの国王は基本法に忠実で ì る。 ②次に、 は 法律を全く必要としない 他 国王の利益を保証して イ 方、 ギリスでは政府と立法府 政 法は国王に良いことをするた ジュ 1 政府の基本法に対 府が立法府にどの程度依 ジュ 立法権は行 ギ るからである。 その論 ネー リスの ネ グの つな Ì ヴの 国王は、 点 政 おり、 ある)政権 が ジ の (府は法: 国 いる これ この点 する に完 で、 家制 が、 以下 7 ネ 法律 できる 必 からで との 1 る。 律 それ 態 。三 度 12 ヴの 全に 法 の の 存 を 対 度

とそ 府

の官吏との

関係である。

ィ

ギリ

ス国王が立法者

を部

11.

総評

議

会から完全に自立してい

る。

3

最後

ほ

分的

15

買収できるというの

は確

かで

ある

が、

買収

は

自

由

する。 が存 うとしたさい、 民ではなく、 としない。 ることができるので、 によって、 在する証 しかし、 また、 小評議会の奴隷にしかすぎないのである。 あるいは大評議会を通して公職を自由 拠でもある。 ジ 朝 イギ 臣 ュ ネ が君主に抵抗した事 買収という手段すらほとんど必 リスの歴史には、 1 ヴでは、 ジュ ネー 国 ヷ゚の [家の官吏は 小評議 例 君主が法を犯 が無数に もは は 自 Þ 存 12 6 市 要 す م 在 そ

間

以上 一見てきたように、 ル ソ 1 の ŀ Ħ ン シャ ンに対 する

ギ

ij

ح

反論

の

中心は、

ジ

_

ネ

1

グの

政

体

が

イ

ギリスのようにバ

રે ૄ

能

強く、 ネー 由 15 は るかもしれない。 ということである。 ランスがとれているというのは全くの誤りであり、 おい たと言えよう。 を全くの幻想として、 ルソ ヴ また人民の利益に反するも ナ 政府の権限は 1 がイ イ ·ギリス議会に象徴されるイギリス人民の自 ギリ というのは、 ここでわれわ イギ しか スの政体を非常に高く評価 ij 痛烈に批判していたからである。 Ļ ス これ 国王 ル れにとって興味深いこと ソー の は一見奇異に感じられ のであるという点 権限よりもはる は 『社会契約 していた 論 に か ジ あ に ュ

方

ジ

크

ネ

1

ヴの政体を「モデル」とした

乙社

会契

しか

他

み取る方がむしろ自然ではないであろうか。

ある

の

層.

を

は奴隷となり無に帰してしまう。 うのも当然と思われる」。(12) するあ それは大まちがいである。 ーイギリ に彼らが いだだけのことで、 ス 自由をどう用い 人民は、 自分たちを自由だと思っ 議員が 彼らが 7 V る 自由 かを見れ 自由であるこ 選 ば れて なのは議員 ば しまうと彼ら T 自 の い 短い を選 由 る [を失 が 期

とに 契約論』と、 体を必要以上に美化したと解釈することもけっして不 を『山からの手 されるようになっ うに思える。 なるレト 山からの手 ではない。 あったのであるから、 ス ヮ ル の政体が、なぜ『山からの手紙』 ように、『社会契約論』 ソ リッ 1 の主眼 紙 具体的な論争を通し Þ クと捉えることには、 しかし、 、はり、 紙 とのあいだに、 たのであろうか。 が ジュ の論争的性格に求めることもで ルソー 抽 ネ 象的な政治原理を論じた それと対比されるイギ 1 · ヴ 政 の政体論を論争の では批判の 府 て現実政治 たし すこし無理が の 種 横暴を批判するこ 12 カゝ 的 断 おお K ٤ い を論 な そ て た め ij ō は あ á 理 た の ス 政 読 ょ 单 た 可 由 価 1

による主権 対および立 されている。

るが、

これらはすでに見たように、

ジュ が

- ヴの基

簒奪を防ぐための人民集会の開催などが主張

法権と執行権との協力の必要性、

また、

政府

そしてここから、

人民の立法発議権への反

篇にお

本法 され

の特徴でもあったのである。

ル ソ 1

щ ネ

から ì

ネ

1

ヴ に

お

しゝ

て、

意見提出権さえ否定されなければ、

ジ の手

ュ

の政府は

「すべての部分が相互にバ

ランスを保ち、

な観点から捉える って、両著作に 紙』には、 くつかの重要な共通点が見られる。 おけるルソー ヴの政体そのものを論じた かが 重要になってくるのである。 の論点の異同を、 『山からの手 どのよう したが

とジ

. ച

ネ

i

四 ソ 1 現 実 政

ジ

ネ

ì

『社会契約論』、 可譲渡性という原理から、 なわち第一篇と第二篇においては、 を与えたのは明らかである。 とくに第三篇の政治制度論に大きな影響 立法権と執行権の分離および 『社会契約論』 主権の不可分性 の 前 半、す · 不

後者の前者への従属という原理が導き出されたが、 いては、 ヴの むしろ政府=執行権の独 政 体および基本法のい くつ 自 1の機能 か の 特 が 強調 第三 徴 が 割 かゝ れる一方、

ゆる立法の体系の究極目的」は「自由と平等とに帰する(15) 以前と同じように自由である」ことにあり、(ほ) 人と結びつきながら、 である。 II 『社会契約論』において、 目的の中心に「自由」を据えたのは、 すなわち、 社会契約 しかも自分自身にしか ル の ソ の目的は ì が 政治的国 「各人がすべ あ いまり 服従 また 家 ŕ の 「あら いせず、 Ŕ 有名 て 理

論』においても、 権力均衡論に近いようにもとれる。 すなわち、 完全な均衡状態 しろ第三篇のコンテクストにおいて初めて理解されよう。 あると確信したのも、 Jean Jacques Burlamaqui(一六九四~一七八四) が必要になるとも説かれているのである。 ル 第三篇第七章では ソーのこの文言は、一見するとビュ (un parfait équilibre) 第二篇第二章で主権の分割不能性 『社会契約論』の前半部 あるときには しか にある政府」(3) し、『社会契約 「政府 よりも ル が ラ の 分 説 の で 7

作には、大きな相違点も存在している。先に見たイ 点である の政治的意義に関する評価の違いもきわめて注目すべ ス政体に対する評価の違いもさることなが ところで、『社会契約論』 ٤ 二 山 カゝ B の手 5 紙 一目 の 由 ギ 両 き ij

とされていた。

ところが、『山からの手紙』

の著者に

とって、

自

由

のジュ 必ずしも政治の究極目標ではなかった。 段にすぎない」と言い切っている。彼が当時最も恐れて(タン) 的は平和と安全を擁護することにあり、 15 ひっ かつ市民と町民の中 自由さえも、 は たのは、 無政府状態 ネー ジュネーヴに ヴの分裂した政治状況においては、 無事に獲得し、 へと発展することであった。 心をなす市民階級 おける政治的対立が 安全に所有する が主として商業を 町民にとっては、 ル ソト 内紛、 小国であり、 た 政治 は め さら の 当 の

手

0)

目 時 は

が

っ

営んで

いっ

るジュネーヴにとって、

無政府状態は文字通

b 会

あ

る。

气社

Þ

るのである。

致命的な危機をもたらすことになるからで

に位 『山からの手 いうことは興 か」という観点 一置づけたということは、 論 ジュネ で市民の自由をあれほど強調したルソー ジ 紙 ーヴとその市民階級にとっ 、味深い事実である。 ネ から、 1 で自由よりもむしろ平和と安全 ヴの現実政治に き わめて現実的な対応を行 ある意味では意外である。 自らの政治的主張をジ 直 ル ソー 面 て何 し は た が ル 二山 最 ソ を上 46 自 か 1 っ 大切 [身が、 3 たと が、 位 の

を終えるにあたって、

ュ

ネ

いっ

「この 分の最後の務めであると述べている。 きであり、 もある」と言明しているように、(3)と同時にあなたがた(ジュネーヴ らの手紙』 対する深い た。 祖国 ヴで貫き通すことよりも、 鋭さに改めて驚かされる。 ならぬ使命感をわ (『山からの手紙』 の平 われわれはここにも、 にあなたが 愛情を見出すとともに、 は単なる自己弁護の 和にとってより望ましいと判断 またそうすることが祖国 n <u>ښ</u> ゎ <u>၈</u> ュ れはそこに看取することが この意味に むしろ自らが 議論は私の自己弁護 ル 書 ソー ヴ市 では 祖国の政 その の祖 に対 良 な ル 現 ソー 国 してなしうる自 の おいて、 が治に 実的 祖 法律の弁護で ジ したからであ 自身、 2 国を去るべ ネー 対する並 ッ 政 治 である 山山 1 それ 感覚 ヴに 自 で

論 を単 議論を展開したのである。 めるのではなく、 物語っている。 ル カゝ ソ 1 に現実的で柔軟なものである で主張した政治原理をジュ 純 12 はジュ 『社会契約論』 ネ したがって、 あくまで祖国 1 ヴ の 政治を論じるさい、『社 の このことは、 延長、 ル ヮ ネーヴに機械的 ソ 歴史と現実に根ざした(空) つ 1 かということを端的 まり のジュ 理論 ル ネ ソ i の Ţ 現 ヴ政体 の 会 実 思 あ 契 想 こては 約 が

見られるのである。このルソーの「二つの顔」を総合的 論』で政治原理を論じたルソーと、ジュネーヴの政体と に捉えなければ、政治思想家としてのルソーの全体像は いう現実政治を論じたルソーとでは互いに異なる側 面 が

つかむことができないであろう。

- (1) こうした観点に立った最近の研究の一つに、Richard development of his concept of political institution, New Franklin, Rousseau and Representation-A study of the York, 1978 をあげることができる。 筆者は同著作か ったかという点をはじめ、いくつかの重要な示唆を受けた。 ルソーの「代表制」に関する見解がどのように発展してい 5
- (∾) Œuvres complète de J.-J. Rousscau, Bibliotèque de 宜改めた。 la Pléiade, tome III (以下 P. III と略す) pp. 251—252 ルソーからの引用の邦訳は基本的に『ルソー全集』(白水 全十四巻)を用いたが、 訳語・訳文は必要に応じて適
- 3 ibid., p. 112
- 4 ibid., p. 434
- と非難されたのは、 る。P. III, pp. 1490~1491. 参照 ibid., p. 436. ルソーがあらゆる政府を破壊しようとするものである なお、 とくにこの一節によるものと言われて ジュネーヴで社会契約論が断罪さ

6 ibid., p. 809

適用とだけ捉えることはできない。

やは

り、『社会契

約

3 が、 会」ではなく重要な権限をもった機関でもあることから、 lc Conseil général は「総会」と訳されることが多い 小評議会や大評議会との関係からも、 また単なる「総

「総評議会」と訳した。

- 8 P. III, p. 824
- 9 ibid., pp. 1695—1696
- 10 ン所有の『エミール』没収事件とをさす。 七)に関する言論抑圧事件とジュネーヴの一番店主バルダ ウィルクスは一度逮捕されたが、 イギリスの政治家ジョン・ウィルクス のちに釈放され訴訟にも 前者において、 (一七一二一九
- 勝つことができた。
- 12 ibid., p. 430

 $\widehat{\mathbb{I}}$

P. III. p. 873

- 13 ibid., , p. 844.
- ibid., p. 1675. Candaux o) 注を参照
- 16 ibıd., Þ. 391.

15 14

ıbid.,

Ġ

360

- 17 18 ibid., p. 881.
- ibid., p. 801

19

として捉えていたかという問題は、 の手紙』におけるルソーの主張をより深く捉えるためにも、 ソーのジュネーヴ史解釈と深く結びついている。 ルソーがジュネーヴの政体とその本質をいかなるもの 当然のことながら、 。 山 ル

John Stephenson Spink, Jean-Jacques Rousseau et 関する分析は稿を改めて行うことにしたい。またそのさい、 Fragments, Histoire de Genève である。この「断片」に るうえで、貴重な資料がわれわれに残されている。それは である。幸いにも、ルソーのジュネーヴ史解釈の概要を知 その執筆の背景にあるルソーの歴史認識を知ることが必要

au XVIIIe siècle, pour servir d'introduction aux Lettres Genève——Essai sur les idées politiques et religieuse de 検討されるだろう。 Écrits De La Montagne, Paris, 1934. の研究が批判的に Rousseau dans leur relation avcc la pensée genevoise

(秀明高等学校教頭)